

スポーツ団体ガバナンスコード
<一般スポーツ団体向け>

令和元年 8 月 27 日

令和5年11月30日 改定



スポーツ庁
JAPAN SPORTS AGENCY

目次

前文	スポーツ団体における適正なガバナンスの確保について.....	- 2 -
本文	ガバナンスコードの規定及び補足説明	- 6 -
	1. ガバナンスコードの規定一覧	- 6 -
	2. ガバナンスコードの規定及び補足説明	- 7 -
	原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。 ...	- 7 -
	原則2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。 -	9 -
	原則3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	- 10 -
	原則4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	- 13 -
	原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	- 15 -
	原則6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	- 16 -
	スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート	- 17 -
	【参考資料:スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>原則 13 (抜粋)】	- 21 -

が実現に向かっているとはいいい難い状況にあったと言わなければならない。

このため、スポーツ庁は、平成 30 年 12 月に策定した「スポーツ・インテグリティの確保に向けたアクションプラン」において、スポーツ基本法第 5 条第 2 項に規定する、スポーツ団体における自ら遵守すべき基準の作成等に資するよう、適切な組織運営を行う上での原則・規範として、ガバナンスコードを策定することとした。

令和元年のラグビーワールドカップ 2019 日本大会での日本代表チームの史上初となる決勝トーナメント進出や、コロナ禍が未だ収束しない中で開催された東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会での数々の熱戦は、人々に大きな感動を与えた。また、令和 2 年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、多くのスポーツ活動が停止を余儀なくされる状況下においても、様々なスポーツ関係者の創意工夫のもと、スポーツを通じて人々や社会を勇気づける取組が実施された。

こうした社会的環境の変化の中で、スポーツの「人々の心を動かす力」や「楽しさ」とともに、スポーツを通じた心身の健康増進や地域・経済の活性化、共生社会に向けた更なる意識向上等といった、スポーツが今後の社会の活性化等に寄与する価値が改めて見出されているものと考えられる。

ガバナンスコードは、適切な組織運営を行うことで、不祥事案を未然に防止することにとどまらず、社会の変化に柔軟に対応し、スポーツの価値の最大化に資するよう、それらの重要な担い手であるスポーツ団体における適正なガバナンスの確保を図ることを目的としている。

各スポーツ団体においては、ガバナンスコードの各原則・規定を遵守するよう努めるとともに、ステークホルダー（利害関係者）等への説明責任を果たす観点から、その遵守状況について自主的に自己説明を行い、その結果を定期的に公表することが望まれる。

2. ガバナンスコードの対象について

ガバナンスコードが対象とするスポーツ団体とは、「スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体」（スポーツ基本法第 2 条第 2 項）であるが、スポーツ団体は、法人格の有無、法人形態、規模、業務内容等において極めて多種多様である。

このうち、NF は、対象スポーツに関する唯一の国内統括組織として多くのステークホルダーに対して様々な権限を行使し得るなど、大きな社会的影響力を有するとと

場合、改善に向けた今後の具体的な方策や見通し、達成の目標時期を示すことが望まれる。

なお、NFの地方組織等に該当するスポーツ団体においては、本ガバナンスコードに基づく自己説明及び公表について、NFによるガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言等を踏まえて対応することが求められる³。

³ NFは、ガバナンスコード<NF向け>原則13において、「地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。」とされている（参考資料参照）。

2. ガバナンスコードの規定及び補足説明

原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。

- (1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守すること
- (2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守すること
- (3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守すること
- (4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備すること

【補足説明】

(1) について

- ・ 法人格を有する団体については、その法人に適用される法令を遵守することが求められる。一般社団法人及び一般財団法人については一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人については公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律、特定非営利活動法人（NPO 法人）については特定非営利活動促進法の遵守がそれぞれ求められる。

(2) について

- ・ 法人格を有しない一般スポーツ団体において、団体内部の規約等を定めている場合には、当該規約等を遵守し、適正に団体運営を行うことが求められる。
- ・ 法人格を有しないとしても、団体としての権利義務関係を明確化する観点から、以下の点に取り組むことが求められる。
 - ① 団体としての組織を備え、多数決の原理が行われ、構成員の変更があつたとしても団体が存続し、代表の決定方法や財産の管理等の団体としての主要な事項を確定させること
 - ② 個人の私的な口座で財産の管理・運営を行うのではなく、団体活動のための専用の口座を用い、財産を分別して管理・運営すること
- ・ なお、権利義務関係を明確化し、適正なガバナンスを確保する観点から、少なくとも公的助成⁴を受給する団体においては、可能な限り早期に法人格の取得に取り組むことが求められる。

⁴ 国や独立行政法人、地方公共団体等が、スポーツ関連活動の実施を支援するためにスポーツ団体に対して行う補助・助成のことを指す。

原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。

【補足説明】

- ・ 一般スポーツ団体がステークホルダーの理解を得つつ、安定的かつ持続的な組織運営を実現するためには、組織として目指すべき基本方針（ミッション、ビジョン等）を策定し、公表することが求められる。
- ・ その策定に当たっては、組織運営に関わる一部の者のみで作業するのではなく、当該一般スポーツ団体の活動に関わる多様なステークホルダーと対話し、それらの意見を反映させることが望まれる。
- ・ 目指すべき基本方針の公表方法については、各一般スポーツ団体のウェブサイト等で行うことが望まれる。また、ウェブサイト等を有していない一般スポーツ団体においては、上部団体等のウェブサイト等を利用して開示することが望まれる。
- ・ なお、公的助成を受給するなど一定の人的・財政的規模を有すると認められる団体においては、目指すべき基本方針のみならず、中長期的な目標並びにその達成を確保するための中長期基本計画及び財務の健全性確保のための計画を策定し、公表することが望まれる。その際、中長期基本計画は、目標達成のための課題を抽出し、その解決のための方策及び実行計画を盛り込むとともに、計画・実施・検証・見直しのプロセス（PDCA サイクル）を実践可能なものとすることが望まれる。また、財務の健全性確保のための計画については、中長期的な視点から明確かつ測定可能な目標を記載した計画を策定するとともに、当該計画に基づき会計年度ごとの詳細な計画を策定することが望まれる。

することが求められる。

(1) について

- ・ 一般スポーツ団体が役職員に対してコンプライアンス教育を実施するに当たっては、例えば、以下のような内容を取り扱うことが考えられる。
 - ① 暴力行為、セクハラ、パワハラについて
 - ② 当該スポーツ団体に適用される関係法令及びガバナンスコードについて
 - ③ 不適切な経理処理を始めとする不正行為の防止について
 - ④ 大会運営、強化活動等における選手等の安全確保の徹底について
- ・ ①については、特に競技者に対して暴力行為等が行われない環境を整備する必要について理解を促すとともに、仮に競技者に対して暴力行為等が行われた場合に、競技者が身体の安全を確保すべく適切な対処ができるように教育することが求められる。
- ・ ②については、特に、理事、監事、評議員等、組織の意思決定に関わる役員等が、当該スポーツ団体のガバナンス確保及びコンプライアンス強化における重要な職責を全うできるよう、それぞれの法令上の権限及び責任（理事会・評議員会・監事の権限、善管注意義務、問題発生時にとり得る法的手段等）について十分な理解が得られる内容とすることが望まれる。

(2) について

- ・ 指導者、競技者等向けのコンプライアンス教育を実施するに当たっては、例えば、以下の内容を取り扱うことが考えられる。
 - ① 暴力行為、セクハラ、パワハラについて
 - ② 人種、障害、信条、性別、性的指向及び性自認、社会的身分等に基づく差別の禁止について
 - ③ SNSの適切な利用を含む交友関係（反社会的勢力との交際問題を含む。）、社会常識について
 - ④ 不正行為の防止について（ドーピング、八百長行為等）
 - ⑤ スポーツ事故防止及び事故発生時に関する安全管理について
 - ⑥ その他の違法行為について（20歳未満の飲酒・喫煙、違法賭博、交通違反・

原則4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。

- (1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること
- (2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること
- (3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備すること

【補足説明】

- ・ 一般スポーツ団体の活動は多岐にわたり、その中には、公的資金に関する手続など、税務、会計等の専門的な内容を含むものも数多く存在する。
- ・ 特に一般スポーツ団体が公的助成を受給していたり、ステークホルダーからの登録料、協賛金、寄附金等の資金を受領して活動したりしている場合、それらの資金の使途については、高い公正性と透明性の保持が求められる。
- ・ しかしながら、一般スポーツ団体において、公的助成の不正使用を始めとする会計処理に関連する不祥事は依然として発生していることから、一般に公正妥当と認められる会計の原則に則った会計処理を確実に行うことの重要性は一層高まっている。

(1) について

- ・ 公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立することが求められる。特に、理事等の経済的利益の透明性を確保するための規程、支出に関する領収書その他証憑の保存を徹底するための経費使用に関する規程及び財産の独立管理の徹底を図るための規程を団体内において明確に定めるとともに、その運用の浸透と定着を図り、また、定期的にその実効性を検証することが望まれる。
- ・ 理事等の役職員と監事との間における日常的な情報共有・連携体制の構築に重点的に取り組むことが望まれる。

(2) について

- ・ 公的助成の受給に当たっては、自らの団体が遵守義務を負う関係法令や公的助成の実施主体が定める実施要項、ガイドライン等の内容を十分に確認し、当該法令、ガイドライン等において遵守すべき事項が組織運営の業務プロセスにおいて

原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。

【補足説明】

- ・ 法人格を有する一般スポーツ団体においては、貸借対照表等、法令に基づく情報開示を適切に行うことが求められる。また、法人格を有しない一般スポーツ団体においても、少なくとも年度ごとの収支報告について開示することが求められる。
- ・ また、法人格の有無にかかわらず、以下のような情報について積極的に開示することが望まれる。
 - ① 組織運営に重要な影響を及ぼし得る役職員の選任に関する情報
 - ② 各団体のステークホルダーに重要な影響を及ぼし得る情報（例えば、選手選考を行っている団体においては選手選考に関する規程等が考えられる。）
 - ③ ステークホルダーに対する説明責任を果たす観点から開示することが適切と考えられる情報（例えば、団体の活動に当たって会費の徴収や寄附の募集等を行っている場合、これらの会計処理（使途等）の状況等が考えられる。）
- ・ さらに、組織運営の透明性を確保し、適正なガバナンスを実現するとともに、開かれた一般スポーツ団体としてステークホルダー及び国民・社会から信頼を得るためには、ガバナンスコードの遵守状況に関する情報についても積極的に開示することが求められる。
- ・ 開示の方法については、特段の理由がない限り、当該スポーツ団体のウェブサイト等での開示が望まれる。なお、ウェブサイトを持っていない一般スポーツ団体においては、上部団体等のウェブサイト等を利用して開示することが望まれる。

【別添】

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名：]

[記載日：]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	

(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	
原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに, 組織運営に係る情報を積極的に開示することにより, 組織運営の透明性の確保を図るべきである。	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	
原則6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合, ガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定についても, その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	
自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF 向け>の規定があるか (ある場合は下欄に記述)	
原則■について	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	
原則■について	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	

【参考資料:スポーツ団体ガバナンスコード〈中央競技団体向け〉原則 13 (抜粋)】

原則 13 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。

(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと

(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと

【求められる理由】

NF には、都道府県協会、都道府県連盟といった地方組織、学生連盟や年代別の関係競技団体等（以下「地方組織等」と総称する。）が存在する団体も多いが、これらの地方組織等は、各地方における選手強化、競技大会の開催、競技の普及活動、指導者への研修、地域スポーツクラブ活動の運営団体・実施主体等、競技の振興を図る上で重要な役割を担っている。

一方で、これらの地方組織等の多くは法人格を持たず、若干名のボランティアが運営していることも珍しくないなど、その人的・財政的基盤は極めて脆弱である。このため、都道府県体育協会等からの助成金に関する不正使用や、規程等に基づいた公正な手続を経ないで構成員の処分が行われるといった問題も生じている。また、地方組織等は、対象スポーツの指導現場等に密接に関わる者が自主的、自発的に運営していることが多く、このような各地方の愛好者による努力が様々な対象スポーツを下支えしてきたという評価がある一方で、「身内」の慣習や常識が優先され、ややもすると指導者等による不適切な行為が見過ごされがちになる傾向に陥りやすいと考えられる。

地方組織等における不適切な組織運営により、対象スポーツの価値が損なわれる不祥事が発生したり、競技者を始めとした構成員の権利利益が不当に侵害されたりすることがないように、NF は、対象スポーツに関する唯一の国内統括組織として、地方組織等におけるガバナンスの確保及びコンプライアンスの強化についてリーダーシップを発揮し、適切な指導、助言及び支援を行うことが求められる。